

平成30年度 指定管理者施設管理評価シート

施設名称		28 東京都台東区立東上野乳児保育園	部課名	教育委員会事務局児童保育課	
選定方法		<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 継続特例 <input type="checkbox"/> 非公募	指定管理者	社会福祉法人康保会	
			指定期間	H27.4.1	～ H32.3.31

1. 施設および事業の概要

(1)	[設置目的]	児童福祉法の規定に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育が必要な乳幼児を保育するとともに施設及び設備の維持管理を行う。
(2)	[所在地]	台東区東上野4-22-3
	[規模]	地下1階地上8階(台東保健所併設)※保育園分：1、2階の一部(占有面積 678.08㎡)
(3)	[委託事業]	公設民営保育園として、0～2歳児の乳幼児を保育するとともに施設及び設備の管理運営業務を行う
	[自主事業]	延長保育や年末保育の他、園児の誕生会に近隣のお年寄りを招待して開催
(4)	[利用者]	0歳児20名、1歳児20名、2歳児20名
	[利用料金制]	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()
(5)	[開館日・時間]	開館日：292日、 保育時間：7時～18時(延長保育20時まで)
(6)	[人員体制]	33名 (内 訳) 施設長(1)、保育士(22)、看護師(1)、栄養士(2)、調理員(2)、用務員(1)、嘱託医(1)、パート(3) (前年増減) なし

2. 予算決算		28予算	28決算	29予算	29決算
収入	委託料(指定管理料)	186,622,000	180,430,681	195,578,000	197,982,657
	利用料金収入	0	1,432,600	1,300,000	1,322,750
	その他収入(補助金事業収益等)	8,256,000	11,630,915	18,394,000	15,037,160
	計	194,878,000	193,494,196	215,272,000	214,342,567
支出	人件費	155,171,700	153,191,408	164,445,500	163,561,362
	光熱水費	0	0	0	0
	維持管理費(委託料・賃借料)	0	0	0	0
	修繕費	700,000	281,018	700,000	133,808
	事業費	12,359,000	12,237,257	12,659,000	12,461,602
	その他支出(事務費等)	26,338,000	27,418,099	37,467,500	34,487,942
	計	194,568,700	193,127,782	215,272,000	210,644,714
収支			366,414		3,697,853

3. 活動指標	単位	(目標値)31年度	27年度	28年度	29年度
定員	人	60	60	60	60
開館日数	日	294	293	293	293

4. 成果指標	単位	(目標値)31年度	27年度	28年度	29年度
入所児童数	人	60	60	60	60

5. 前回評価の結果に対する、現在までの取り組み状況

施設内の温度設定は省エネにはつながらないが、園児の体調に配慮しつつ省エネを意識するように努めている。自主事業での収入増は見込めないが、あらたな自主事業に取り組んでいる。

6. 評価の観点
 (20点) 水準を全て満たしている(年間通じて問題がなかった) (19~14点) 水準の範囲内である(一部軽微な課題あり)
 (13~12点) 水準をやや下回った (11点以下) 水準を大きく下回った

(1) 管理の適正性	法令等の遵守、事業計画書・報告書等の作成・提出、職員配置、従業員の労働環境などの観点から、公の施設として、適正な管理体制及び運営が行われているかを評価する。
20 / 20 点	関係法令及び東京都の保育所指導基準を遵守し、園賠償責任保険や園児団体傷害保険に加入するなど手厚い対策を講じており、適正な管理が行われている。
(2) 事業の運営	職員の対応、開館時間等の遵守などの観点から、施設の目的に合致した事業が展開できているかを評価する。
20 / 20 点	保育士の配置人員は、認可基準に従い適正な職員数を確保し、滞りなく事業を実施している。また、年末30日までの年末保育や午後8時までの延長保育を実施するなど、施設の目的に沿って適正に事業運営が行われている。
(3) 施設の維持管理	建物保守、清掃・衛生管理、施設の修繕などの観点から、施設の維持管理が適切に行われているかを評価する。
20 / 20 点	日常巡回及び計画に基づく定期点検・修繕を実施している。また、日常点検等において危険個所の把握を行い、随時、区と協力して保育に支障がないように努めており、適切な維持管理が行われている。
(4) サービス向上の取組み	利用者満足度調査、要望・意見等への対応、指定管理者の努力・意欲などの観点から、サービス向上に向けた取組みが積極的に行われているかを評価する。
19 / 20 点	第三者評価を3年に1回実施し、利用者の意見・満足度等の把握に努め、満足度調査の結果も概ね良好である。また、苦情に対し必要な対応を迅速に実施し、内容に応じて区への報告・調整を行っており、サービス向上に努めている。
(5) 収入支出	予算執行、会計の管理などの観点から、収入支出が適正かつ効率的に行われているかを評価する。
20 / 20 点	社会福祉法人会計基準に基づき適切に処理されており、収支計画に沿って適正な予算執行がされている。

(6) 優れた取組み <加点項目> ※点数上限：10点	指定管理者の自主的な取り組みによる成果
点	

7. 総合評価 極めて良好(110~101)・良好(100~91)・適正(90~70)・改善指示(69以下)

良好 (99 / 110点)	<p>【所見】</p> <p>計画事業、収支予算計画に沿った事業運営を行い、また、延長保育などサービス向上にも積極的に取り組むなど適正な管理運営が行われている。</p>	<p>【各項目20点に届かなかった主な要因・課題】</p> <p>満足度調査は概ね良好であるが、より一層満足度が向上するように努める必要がある。</p>
------------------------	--	--